

ぐっとずっと。 プラン

ナイトホリデーコース

(料金表)

Energia

2026年11月1日実施

中国電力株式会社

本 則

1 契約種別

この料金表の契約種別は、「ぐっとずっと。プラン ナイトホリデーコース（以下『ナイトホリデーコース』といいます。）」といたします。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (3) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改定により、この料金表を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (4) 当社は、この料金表を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

3 適用範囲

電気サービス約款（以下「サービス約款」といいます。）の電灯需要（最大需要容量6キロボルトアンペア未満）の適用範囲に該当し、5（季節区分および時間帯区分）に定めるデイトタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要（その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。）で、お客さま

が1年を通じてこのナイトホリデーコースの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

5 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年4月1日から6月30日および毎年10月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。

- (2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ デイトタイム

毎日午前9時から午後9時までの時間をいいます。ただし、別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ ナイトタイム

デイトタイムおよびホリデータイム以外の時間をいいます。

ハ ホリデータイム

別表1（休日等）に定める日の全ての時間をいいます。

6 料 金

料金は、電力量料金およびサービス約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、サービス約款別表2（燃料費調整）（1）によって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、サービス約款別表2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、サービス約款別表2（燃料費調整）（1）によって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、サービス約款別表2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、サービス約款別表3（離島ユニバーサルサービス調

整) (1) イによって算定された離島平均燃料価格は79,300円を下回る場合は、サービス約款別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、サービス約款別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) イによって算定された離島平均燃料価格は79,300円を上回る場合は、サービス約款別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ デイタイム

デイタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	50円73銭	48円27銭

ロ ナイトタイム

1キロワット時につき	35円91銭
------------	--------

ハ ホリデータイム

1キロワット時につき	35円91銭
------------	--------

(2) 最低月額料金

(1) によって算定された電力量料金が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金およびサービス約款別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	2,057円02銭
--------	-----------

ただし、次の期間の料金は、電力量料金およびサービス約款別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ 電気の供給を開始した場合の開始日から直後の検針日の前日までの期間

ロ 需給契約が消滅した場合の直前の検針日から消滅日の前日までの期間

ハ 契約種別を変更した場合の変更日を含む料金の算定期間

7 払込票等および検針結果のお知らせ発行手数料

(1) 払込票等発行手数料

お客さまが振込払いで料金を支払われる場合等の払込票等発行手数料は、次のとおりといたします。

1契約1料金算定期間につき	55円00銭
---------------	--------

(2) 検針結果のお知らせ発行手数料

当社が検針の結果を書面でお知らせする場合の検針結果のお知らせ発行手数料は、次のとおりといたします。

1契約1料金算定期間につき	55円00銭
---------------	--------

8 使用電力量の算定

(1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量(乗率を有する計量器の場合は、乗率倍するもの)といたします。)を合計した値といたします。

イ サービス約款20(検針日)(2)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量は、計量値を確認するときを除き、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月のデイタイムの使用電力量は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値といたします。

ロ サービス約款20(検針日)(7)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月のデイタイムの使用電力量は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値といたします。

(2) 30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。

(3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

- (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした計量器ごとに(1)に準じて計量した値を合算してえた値といたします。
- (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところによりお客さまと当社との協議によって定めます。

9 そ の 他

この料金表に定めのない規定については、サービス約款の電灯需要（最大需要容量6キロボルトアンペア未満）にかかわる規定によります。

附 則

1 実施期日

この料金表は、2026年11月1日から実施いたします。

2 10時間通電機器にかかわる特別措置

お客さまが、電気供給規程（昭和51年8月20日認可。）実施の際現に設置されている標準的な所要通電時間が10時間の貯湯式電気温水器（以下「10時間通電機器」といいます。）を使用される場合は、当該10時間通電機器を取り外される日までの期間に限り、当該一般送配電事業者等は、毎日午前9時から午後11時までの時間の電気の供給を遮断する装置または計量器を取り付けます。

なお、お客さまが10時間通電機器を取り外される場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、10時間通電機器を取り外される日に、この特別措置の適用を終了いたします。

3 夜間蓄熱式機器の計量等にかかわる特別措置

（1）電気特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）もしくはサービス約款と選択約款の深夜電力または供給約款もしくはサービス約款と選択約款の第2深夜電力の適用を受けているお客さまがナイトホリデーコースに契約種別を変更される場合等で技術的、経済的にやむをえず別計量を希望される場合は、お客さまと当社との協議のうえ、当該夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当該一般送配電事業者等は、毎日午後11時から翌日の午前8時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を遮断いたします。

なお、当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後1時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

（2）（1）に該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当該一般送配電事業者等は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置ま

たは計量器を用いて電気の供給を遮断いたします。

なお、当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後1時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- （3）（1）および（2）の場合の各時間帯区分の使用電力量は、計量器ごとに計量される各時間帯区分の使用電力量を合算してえた値といたします。
- （4）夜間蓄熱式機器を取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- （5）当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
- （6）電気の供給を遮断する装置は、託送約款等に定める区分装置として取り扱うものいたします。

4 この料金表の実施にともなう切替措置

- （1）この料金表実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、サービス約款23（料金の算定）およびサービス約款24（日割計算）に準じて日割計算を行ないます。
- （2）（1）により算定された電力量料金が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金およびサービス約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	1,844円70銭
---------	-----------

ただし、次の期間の料金は、電力量料金およびサービス約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

- イ 電気の供給を開始した場合の開始日から直後の検針日の前日までの期間
- ロ 需給契約が消滅した場合の直前の検針日から消滅日の前日までの期間
- ハ 契約種別を変更した場合の変更日を含む料金の算定期間

別 表

1 休 日 等

この料金表において、休日等とは、次の日を
いいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

1月4日

5月1日

5月2日

12月30日

12月31日